ひょうご空き家対策フォーラムとは

ひょうご空き家対策フォーラムは、不動産流通２団体と専門士業５団体で構成され、兵庫県・県下各市町とも連携しています。

空き家の諸問題でお悩みのご相談者に対して、解決に至るまでの手順を一緒に検討し、法的サポートのご紹介から専門業者のご紹介に至るまで、行政では対応できない分野を担っています。

売買賃貸をはじめ、遺産分割協議、権利調整、訴訟調停、登記、相隣関係の確認、事前調査、リフォーム、インスペクション、建物解体等に至るまで様々なご相談に対応できる総合相談窓口を開設しました。

■ 構成団体 ■

● 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
神戸市中央区北長狭通5-5-26 兵庫県宅建会館
TEL:078-382-0141　FAX:078-351-0164

● 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
神戸市中央区下山手通5-9-18（古河ビル4F）
TEL:078-351-6779　FAX:078-371-7913

● 公益社団法人全日本不動産協会 兵庫県本部
神戸市中央区中山手通4-22-4 全日兵庫会館3F
TEL:078-261-0901　FAX:078-261-0902

● 公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会
神戸市中央区下山手通3-12-1 トア山手プラザ807号室
TEL:078-325-1023　FAX:078-325-1022

● 兵庫県弁護士会
神戸市中央区橘通1-4-3 兵庫県弁護士会館
TEL:078-341-7061　FAX:078-341-6651

● 兵庫県司法書士会
神戸市中央区楠町2-2-3 兵庫県司法書士会館
TEL: 078-341-6554　FAX:078-341-6567

● 兵庫県土地家屋調査士会
神戸市中央区楠町2-1-1
TEL:078-341-8180　FAX:078-341-8115

■ オブザーバー ■

● 兵庫県

● 神戸市

● ひょうご住まいサポートセンター
TEL:078-360-2536　FAX:078-360-2794

● すまいるネット
TEL:078-647-9900

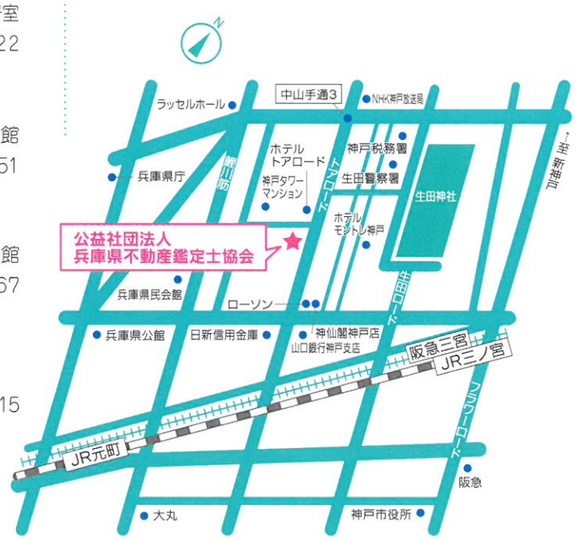

ひょうご

空き家の総合相談窓口

ひょうご空き家対策フォーラム

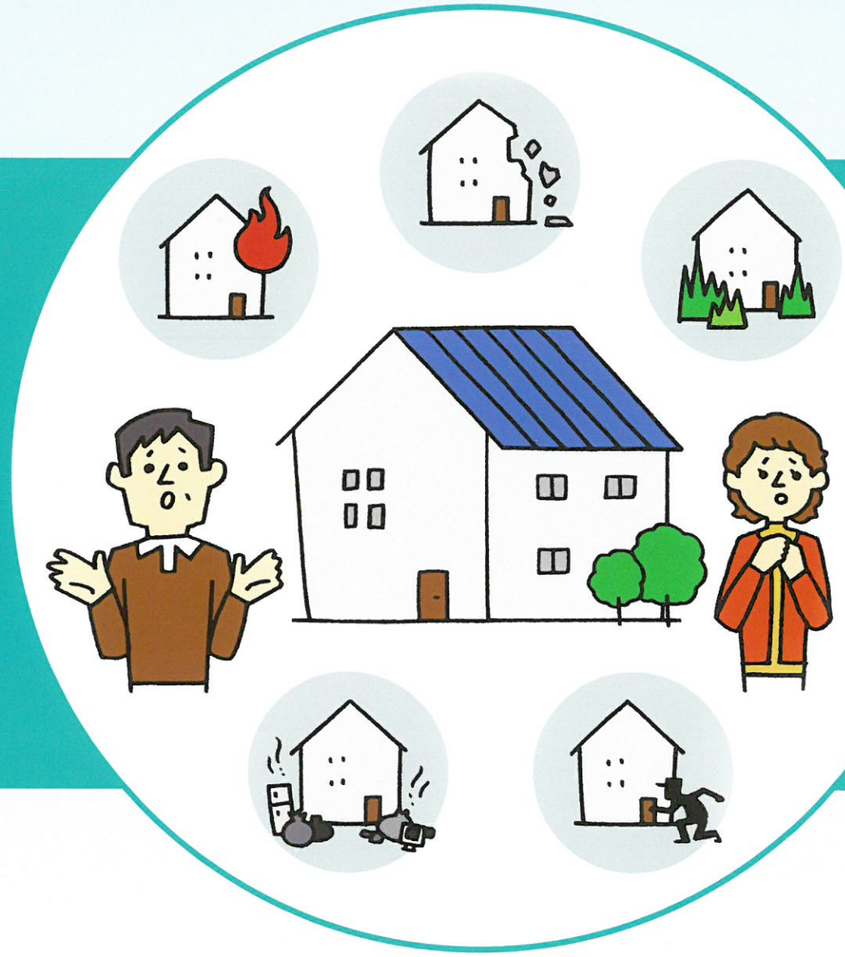

空き家のままだと、

リスクが増える。

窓口相談無料

078-325-1021
電話受付時間：平日9:00−12:00
13:00−17:00

利用する目的のない空き家を放置しておくと、老朽化が進み、景観をそこねたり、倒壊や火災などの発生につながるほか、地域の治安の悪化を招きます。
近隣の住人にも悪影響をおよぼす空き家は、しっかり管理しましょう。

※窓口相談以後の個別相談につきましては、有料になる場合があります。

空き家の総合相談窓口

窓口相談無料

078-325-1021

電話受付時間：平日9:00−12:00
13:00−17:00

兵庫県内の空き家のご相談はお電話にて
お気軽にお問い合わせください。

相談者 → **相談**

空き家総合相談窓口（無料）
- ● 現状の把握
- ● 権利関係の整理
- ● 解決策の検討
- ● 優先順位の検討
- ★ 事前に空き家の所在地をご連絡ください。
- ★ 公的書類（土地建物登記事項証明・公図・固定資産税通知書等）

紹介

- 宅地建物取引業者
- 解体業者
- 司法書士
- 弁護士
- 建築士事務所
- 土地家屋調査士
- 不動産鑑定士

売買や賃貸を希望される場合

物件の所在するエリアに精通した「一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会」もしくは「公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部」加盟の宅地建物取引業者をご紹介いたします。
空き家の売買や賃貸に関するご相談はもちろん、空き家の有効活用方法についてのご提案など、皆様のご要望に応じた適切なサービスをご提供いたします。

取り壊しや有効利用を希望される場合

兵庫県の「住宅改修事業者登録制度」に登録している事業者のうち、解体工事を行っている事業者の中から、ご希望や条件に応じて解体工事を請け負う事業者を複数社ご紹介いたします。
歴史的に価値の高い古民家や町家など、有効利用が可能な場合には、県や市町の改修助成制度などをご案内いたします。

権利登記に関するご相談を希望される場合

「兵庫県司法書士会」に所属する司法書士をご紹介致します。
例えば、土地や建物などを所有していた方が死亡したが、その権利登記が亡くなった方の名義のままになっている場合、不動産登記申請を行い、相続人の方への名義変更が必要です。

空き家の価値の判定を希望される場合

「公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会」に所属する不動産鑑定士をご紹介いたします。
空き家やその敷地に関する物件調査や価値の判定について、最有効使用の観点から、専門家としての客観的な意見を提供いたします。

建物診断やリフォームを希望される場合

「一般社団法人兵庫県建築士事務所協会」に所属する建築士事務所をご紹介いたします。
空き家に関する建物調査（インスペクション）や耐震診断、改修等に関するご相談のほか、目的に応じた適切な改修、リフォーム計画のご提案などをさせていただきます。

法律相談を希望される場合

「兵庫県弁護士会」に所属する弁護士をご紹介いたします。
相続上の争いがある場合や所有者が不明の場合など、空き家を取り巻く法律問題全般について、皆様のお悩みに応じた適切なアドバイスをご提供いたします。

表題登記に関するご相談を希望される場合
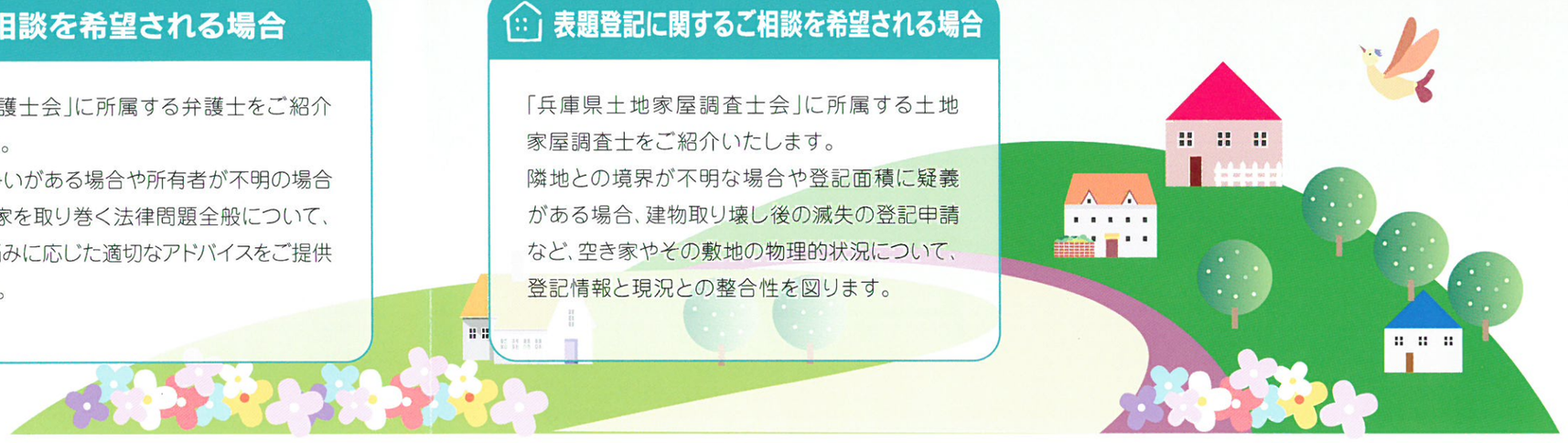
「兵庫県土地家屋調査士会」に所属する土地家屋調査士をご紹介いたします。
隣地との境界が不明な場合や登記面積に疑義がある場合、建物取り壊し後の滅失の登記申請など、空き家やその敷地の物理的状況について、登記情報と現況との整合性を図ります。